

渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画

Ver 2.2

令和4年3月

渋谷駅周辺地域都市再生緊急整備協議会

渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画 目次

第1章 渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画について

1 渋谷駅周辺地域における都市再生安全確保計画の意義	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象範囲	3
4 計画の作成及び実施の体制	4

第2章 地域の現状と被害想定

1 地域の現状	5
1-1 人口及び交通状況	5
1-2 地域内の建物の立地状況、耐震性	7
1-3 避難場所・避難施設の整備状況	11
1-4 医療施設の立地状況	12
1-5 ライフラインの防災性能	13
2 渋谷駅周辺地域の被害想定	14
2-1 想定する災害	14
2-2 被害想定 の推計	14

第3章 渋谷駅周辺地域の課題と取組方針

1 多数かつ多様な一時退避者、帰宅困難者の発生	25
2 一時退避者、帰宅困難者の安全確保	28
3 安全な場所への誘導と情報提供	30
4 要配慮者・負傷者の対応	32
5 備蓄とライフラインの確保	33
6 工事中の安全確保	34

第4章 滞在者の安全の確保に関する事業及び事務

1 渋谷駅周辺地域における滞在者の安全確保に関する事業	36
2 渋谷駅周辺地域における滞在者の安全確保に関する事務	41

第5章 計画の見直し

1 計画の見直し・変更	46
2 優先して取り組むべき課題	46

－ 用語の定義 －

○ひと

- ・ 滞留者 渋谷駅周辺に就業、通学、買物その他の私事等で滞在している人。
- ・ 一時退避者 災害時に安全が確保されるまでの間、発災時に居た場所から一時的に安全な場所に移動する人。
- ・ 帰宅困難者 滞留者のうち、災害時に、交通機関が不通となり、自宅までの距離が遠く徒歩帰宅できない人。
- ・ 滞在場所のない帰宅困難者
帰宅困難者のうち、買物や観光目的等で渋谷に来ており、留まれる場所がない人や勤務先や通学先等が被災し事業所内待機ができない人。
- ・ 要配慮者 外国人、障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児その他の配慮を必要とする人
- ・ 要支援者 障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児その他の特に支援を必要とする人

○組織・団体

- ・ 事業者 渋谷駅周辺地域で、生産・営利等一定の目的を持って、継続的に事業を運営する組織、団体。
- ・ 開発事業者 事業者のうち、主たる事業として都市開発を行う者。
- ・ 鉄道事業者 事業者のうち、渋谷駅において、鉄道を利用して旅客輸送または線路の維持管理を行う者。
- ・ 行政機関 国、東京都、渋谷区、警察、消防。

○場所

- ・ 地区内残留地区
地区内建築物の耐火性能が高く、災害時でも、大規模な火災が発生するおそれがなく、広域避難場所に避難する必要のない地区。渋谷駅周辺地域都市再生緊急整備地域はこれに該当する。
- ・ 避難場所（広域避難場所）
災害時、延焼火災等から避難した人々が安全を確保し一定期間そこに留まるために、地方公共団体により指定された避難場所。大規模公園や緑地が指定され、渋谷駅周辺地域に隣接して代々木公園や青山学院大学一帯が指定されている。（東京都震災対策条例第47条）
- ・ 一時退避場所
災害時に、いったん被災時に居た場所を離れ、その場所の安全が確保されるまでの間、一時的に退避する安全な場所。開発事業の都市計画提案では

一時滞留場所、一時滞留スペースともされている。主に事業所の従業員や来街者の使用を想定する。

- 一時(イットキ)集合場所

災害の様子を見たり、避難場所へ避難するために一時的に集合する場所。

○施設

- 大規模建築物

述べ面積（住宅の用途に供する部分を除く）が10,000平方メートルを超える建築物を言う。

- 避難所

家屋の倒壊や焼失等で被害を受けた住民が一時的に生活する場所。

区立の小中学校等が指定されている。

- 帰宅困難者支援(受入)施設

発災から帰宅できるまでの間滞在する目的の帰宅困難者に対し、場所や食糧を提供できる施設。「渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例」や渋谷駅周辺地区内の都市計画提案では「一時滞在场所」としている。

- 都市再生安全確保施設

災害時に滞在者の安全の確保を図るために必要な施設として整備される施設で、都市再生安全確保計画の中に記載することができるもの。退避のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫、一時退避場所、情報通信施設、情報伝達設備、耐震性貯水槽、非常用発電機等の設備系施設等が該当する。（都市再生特別措置法第19条の15第2項で定める）

○その他

- 渋谷駅ルール

渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会と渋谷区が中心となり、関係機関が一致協力して駅周辺の混乱防止に取り組むためのルール。

（平成21年に作成 平成29年度改訂）

はじめに

「渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画」は、都市再生特別措置法第19条の15に基づき、渋谷駅周辺地域に関連する多様な主体で構成される都市再生緊急整備協議会が作成し、当地域における大規模な地震等が発生した場合におけるソフト・ハード両面の防災対策を都市再生に併せて整備するために定めたものである。

計画の作成を通じて、各主体が地域の防災上の課題を共有するとともに、本計画に記載された内容に責任をもって取り組むこととする。

第1章 渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画について

滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針（都市再生特別措置法第19条の15第2項第一号に係る計画）

1 渋谷駅周辺地域における都市再生安全確保計画の意義

渋谷は文化・情報の発信拠点として世界から注目を集め、国内はもとより、海外からも様々な人が訪れるまちである。また、渋谷駅は鉄道4社9路線が乗り入れ、一日の乗降客数が約229万人^{*}の全国でも有数のターミナル駅であり、周辺には業務機能や商業機能が高度に集積している。さらに、渋谷駅周辺では大規模な基盤整備と、それと連動した都市開発事業が複数進行しており、今後さらに来街者が増加することが見込まれている。

このような中で、大規模な地震等の災害が発生した場合の人的被害の抑制と都市機能の継続を図るため、地域の行政機関や民間の事業者等、都市の運営に関わる全ての者が協力して災害対策を行う仕組みとして「都市再生安全確保計画」を策定することが急務となっている。

※平成25（2013）年度の乗換えによる重複カウントを除く各社合計の1日平均乗降人員（平成27年度版都市交通年報による集計）

（1）計画の目的

① 発災直後の混乱防止

多数かつ多様な人々が訪れる本地域では、過密な滞留や統制のとれない行動によって殺到や転倒等の大きな混乱が生じるおそれがある。こうした混乱を防止することは、二次災害による被害を抑制するとともに、救命救急活動や応急復旧活動の円滑な実施にも資するものである。

② 人的被害の抑制

平日昼間で約14万人が滞在する本地域では、発災時に負傷者が発生することが予想される。災害により被害を受ける人間を最小限に留めるため、減災や救命救急のための対策を講じる。人的被害を抑制できれば、災害に対応できる多くの人材を確保でき、事業継続力の強化にもつながる。

③ 事業継続力の強化

業務機能や商業機能が集積し、全国有数のターミナル駅でもある本地域の経済機能が停滞することは、首都圏や日本経済全体への影響が懸念される。そのため、関係者が連携し地域全体の事業継続力を強化する。

④ 都市の競争力の向上

「発災直後の混乱防止」、「人的被害の抑制」、「事業継続力の強化」により災害に強いまちづくりを進めるとともに、それを積極的に発信することで渋谷の価値と魅力を高め、都市の競争力の向上を目指す。

(2) 計画の取組方針

① 成長型の都市再生安全確保計画

地域が目指す将来像を踏まえた上で基本的な方針を作成するとともに、着実に防災対策を進めるため、計画には現時点で実行可能な対策から記載をし、継続的に見直しを行っていく。新たに具体化された防災対策はその都度、計画に反映させるとともに、PDCAサイクルにより既存の防災対策も常に見直しを行う。また、渋谷駅周辺で進行中の都市開発事業の進捗も、適宜計画に反映させる。

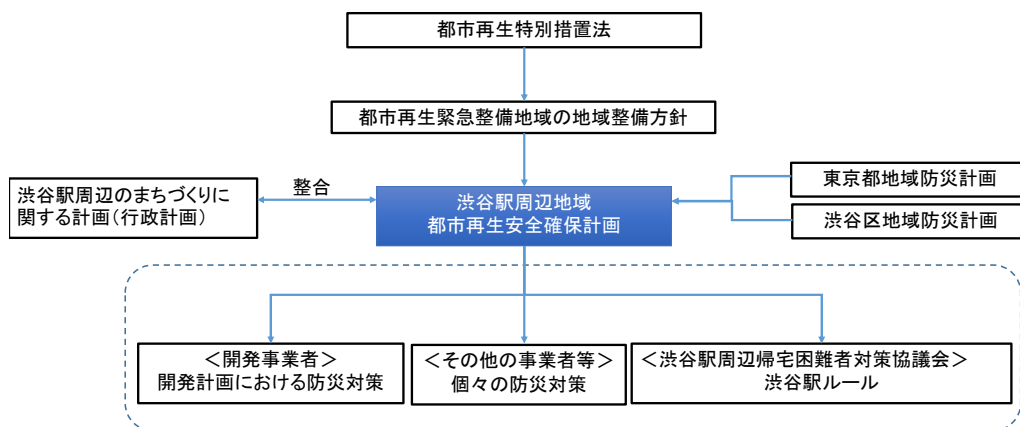
② 既存の取組を発展

渋谷駅周辺では、既に行政機関、地域内の業務施設や商業施設の事業者等により、「渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会」「渋谷駅前エリアマネジメント協議会」等が組織され、防災対策が進められている。都市再生安全確保計画を策定することにより、こうした既存の取組の調和を図り、相乗効果によって地域の防災対策を最適化する。

③ 防災対策にプラスアルファの価値を付加する

本計画に基づき実施される防災対策は、平常時の地域活性化や環境改善といったプラスアルファの価値を付加することが望ましい。日常活動に災害時の活動を組み込むことで、意識啓発や理解の向上につながるとともに、防災活動に参加する人の増加、防災活動の持続性の向上が期待される。

2 計画の位置づけ



3 計画の対象範囲

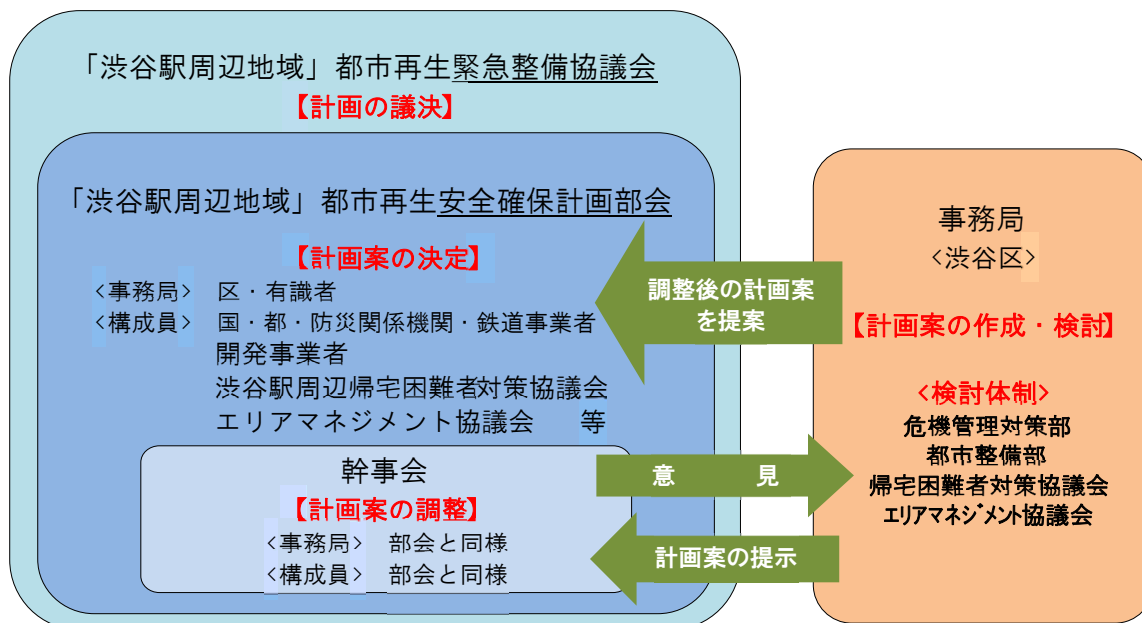
都市再生安全確保計画の対象エリアとする「渋谷駅周辺地域」は、都市再生特別措置法によって定められた渋谷駅周辺地域都市再生緊急整備地域とする。



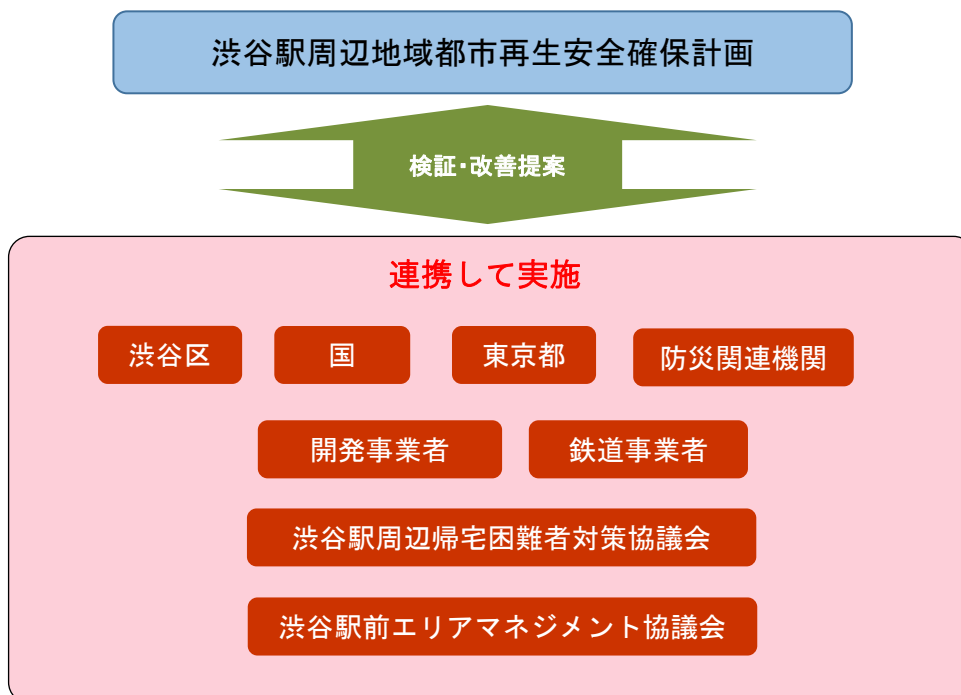
利用許諾番号：MMT 利許第 27056 号-37

4 計画の作成及び実施の体制

(1) 作成の体制



(2) 実施の体制



第2章 地域の現状と被害想定

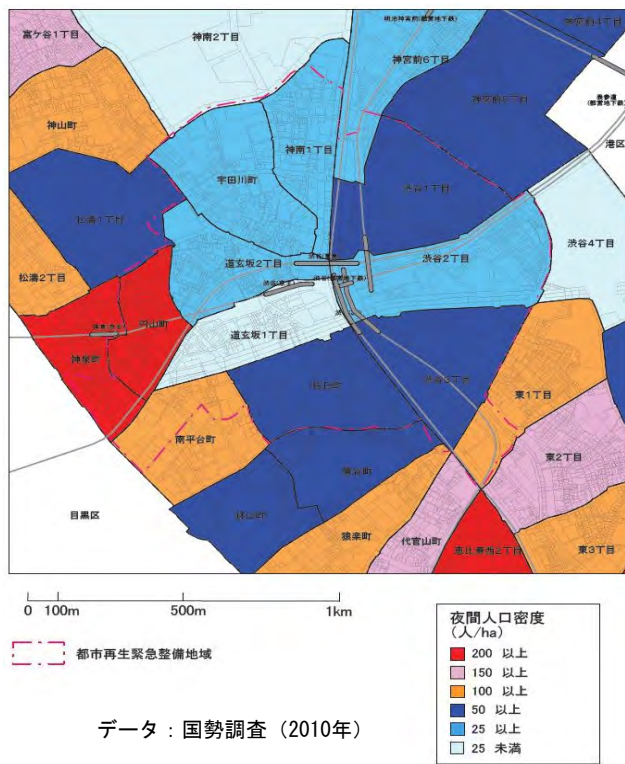
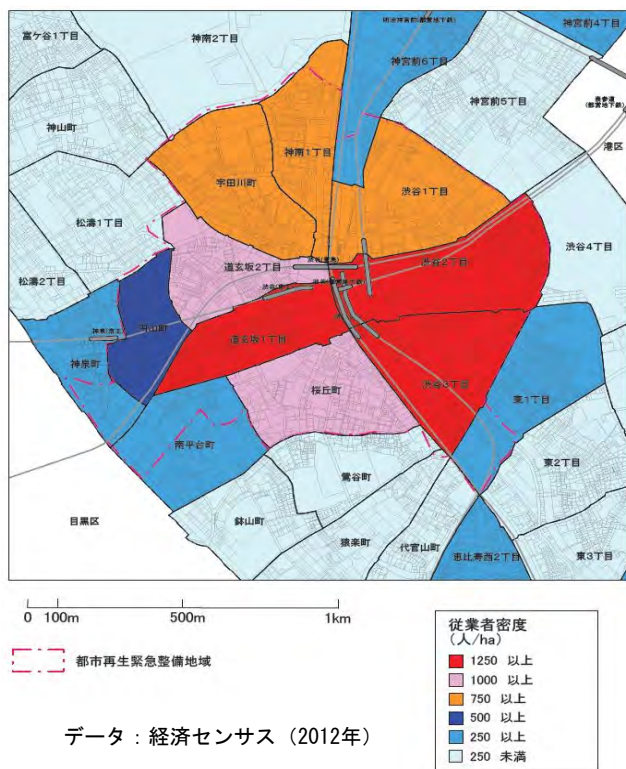
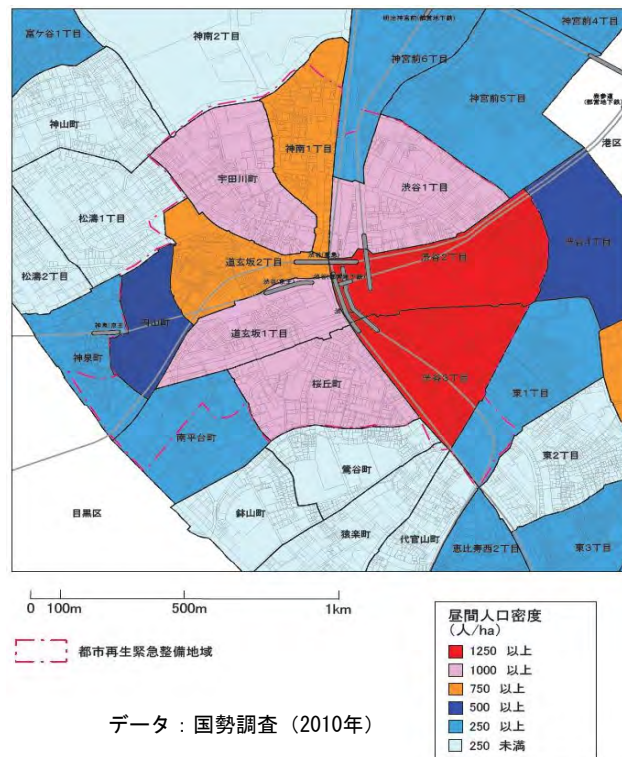
1 地域の現状

1-1 人口及び交通状況

- 人口指標を町丁目別にみると、駅周辺の昼間人口や従業人口の密度が高い。都市再生緊急整備地域に着目すると、円山町を除き昼間人口や従業人口が高いエリアとなる。
- 昼間人口密度は、渋谷駅東口周辺の渋谷2丁目及び3丁目が高い集積がみられる。
- 逆に夜間人口は、駅周辺の町丁の密度が極端に低く、その周辺の人口密度が高い。

⇒渋谷駅周辺（緊急整備地域）の防災対策は、昼間人口をターゲットにした、発災時の混乱防止や帰宅困難者等への対応を主として考えることが必要である。

①昼夜間人口分布



②鉄道利用者数

- ・渋谷駅は、JR東日本、東急電鉄、京王電鉄、東京メトロの4社が乗り入れており、平成25（2013）年の各社合計の1日平均乗降人員は約344万人（乗換えによる重複カウントを除くと約229万人）であり、日本有数の利用者数をもつターミナル駅である。

渋谷駅乗降客数[H25年度1日平均]

単位：人/日

	乗降客 (乗換除) (a)	乗換客 (b)	乗換客(重複 除※1) (c)	乗降客計 (a)+(b)	乗降客計(重 複除※1) (a)+(c)	備考(乗換路線)
JR線	534,986	221,346	221,346	756,331	756,331	京王、東急、メトロ
京王線	196,461	137,776	84,466	334,237	280,927	東急、メトロ
東急東横線	176,293	271,593	197,900	447,885	374,193	田園都市線、メトロ
東急田園都市線	166,798	521,247	390,631	688,045	557,429	メトロ
東京メトロ銀座線	143,270	71,707	2,839	214,977	146,108	副都心線
東京メトロ半蔵門線	91,907	415,822	9,808	507,729	101,715	副都心線
東京メトロ副都心線	68,972	422,845		491,816	68,972	
	1,378,686	2,062,334	906,988	3,441,020	2,285,674	

データ：「都市交通年報H27年版」（乗降データはH25年度値）より集計

※1：乗換客数（重複除）は重複をさけるため、各線備考の路線との乗換客を算入

- ・鉄道利用者のピークは午前8時半前後であり、1.7万人が駅に滞留し、さらに1.1万人が乗車中であり、発災時は、これらの合計2.8万人が駅外に流出・滞留する可能性がある。

[渋谷]※半蔵門線－田園都市線相互直通

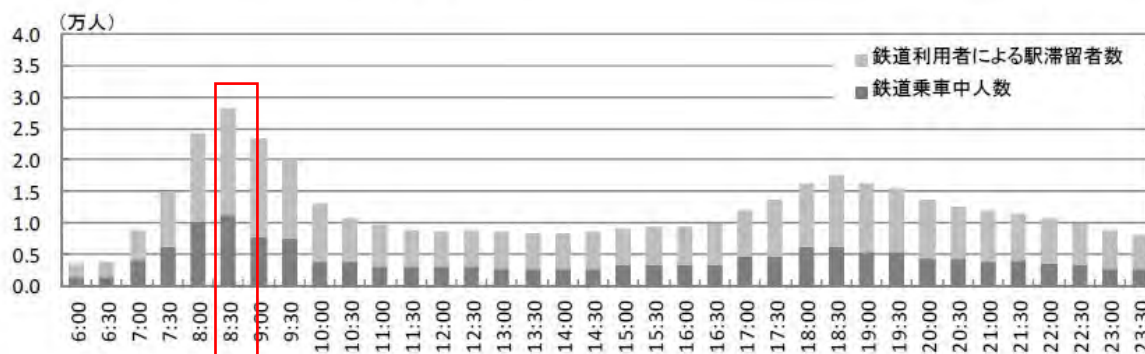


図 鉄道利用者による駅・列車内滞留者数の時刻分布
(大都市交通センサス集計結果より)

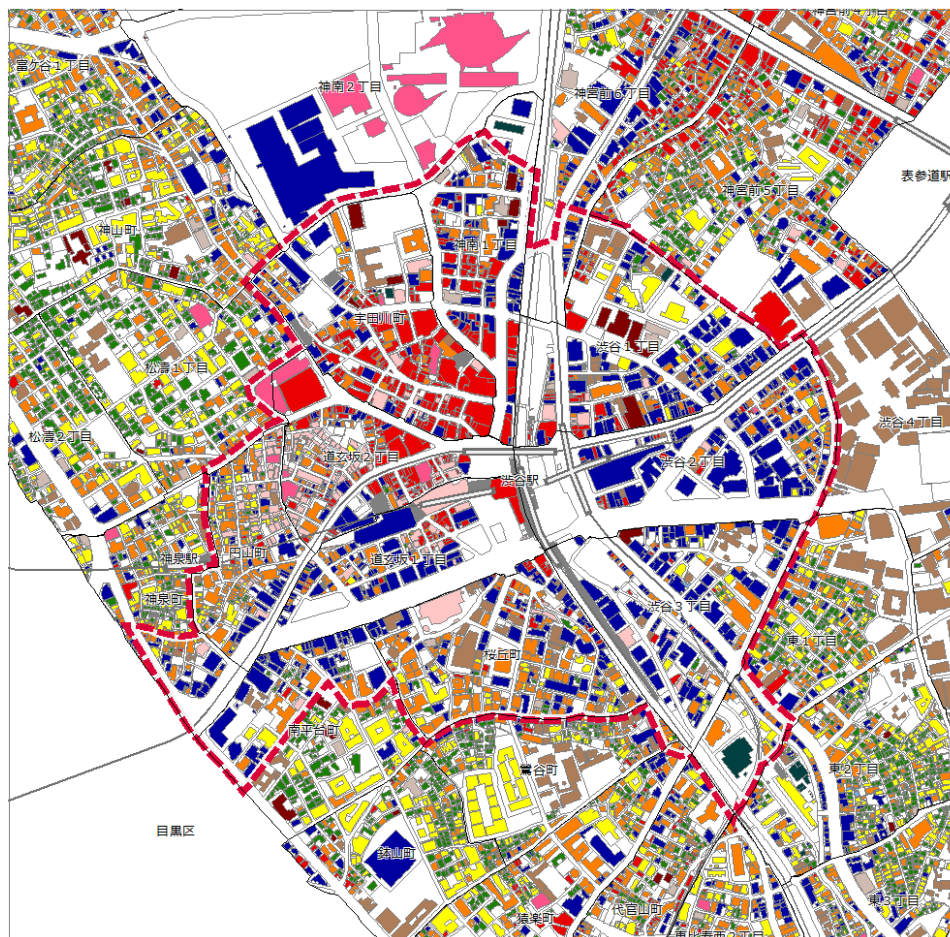
⇒渋谷駅は非常に多くの人々が利用しており、災害時の列車運行の停止による大量の帰宅困難者の発生や発災時の駅周辺の混乱に備える必要がある。

1-2 地域内の建物の立地状況、耐震性

①土地・建物用途別現況（渋谷区土地利用現況図）

- 土地・建物の利用状況は、区域内のエリアによって特徴的である。駅西口の宇田川町や道玄坂2丁目は商業に特化しており、東口の渋谷2丁目及び3丁目は事務所に特化している。桜丘町は住居・商業・事務所の混在施設や小規模事務所等が集積している。
- 区域の縁辺部やその外周は戸建て住宅を含む住宅利用が多くなる。

⇒エリア特性に応じた対策が必要であり、特に商業に特化している宇田川町、道玄坂1丁目及び2丁目では、所属場所のない人が多く、帰宅困難者の発生等の対策が必要であり、中小ビルの集積するエリアでは、一時退避場所や帰宅困難者支援(受入)施設の確保等が課題となる。



0 100m 500m 1km

都市再生緊急整備地域

建物用途別分布

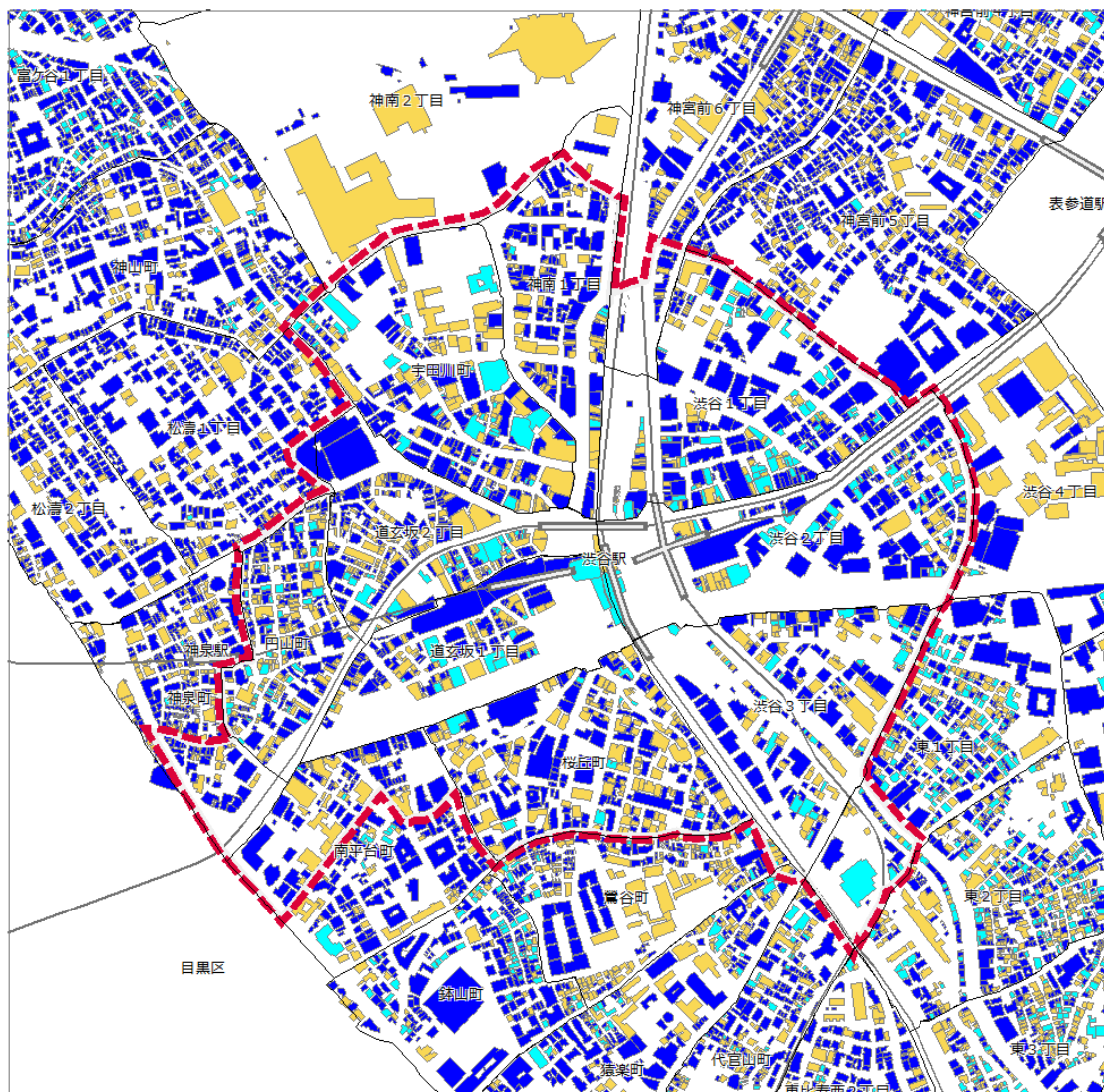
官公庁施設	スポーツ・興行施設
教育文化施設	住商事混在施設
厚生医療施設	独立住宅
供給処理施設	集合住宅
事務所施設	専用工場
専用商業施設	住居併用工場
宿泊・遊興施設	倉庫・運輸関係施設

データ：渋谷区土地利用現況調査（2017年）より作成

②建物別耐震化状況（渋谷区震災対策基礎調査より）

- 建物ごとに建築年代別に分類（耐震基準が変更された昭和56〔1981〕年前後で区分）すると、西口に旧耐震（昭和55〔1980〕年以前築）建物が多い。

⇒旧耐震建築物は、中小規模の建築物が多い。これらの建物は発災後に、人的被害のみならず、建物の損壊や倒壊等により就労者においても滞在する場所がなくなることが想定され、一時退避場所等のスペースが必要になることが予想される。



0 100m 500m 1km

都市再生緊急整備地域

データ：渋谷区震災対策基礎調査（2017年）より作成

※耐震改修の状況は別途調査

耐震化状況	
■	昭和55年以前
■	昭和56年前後
■	昭和56年以降

③店舗（小売業事業所）の立地状況

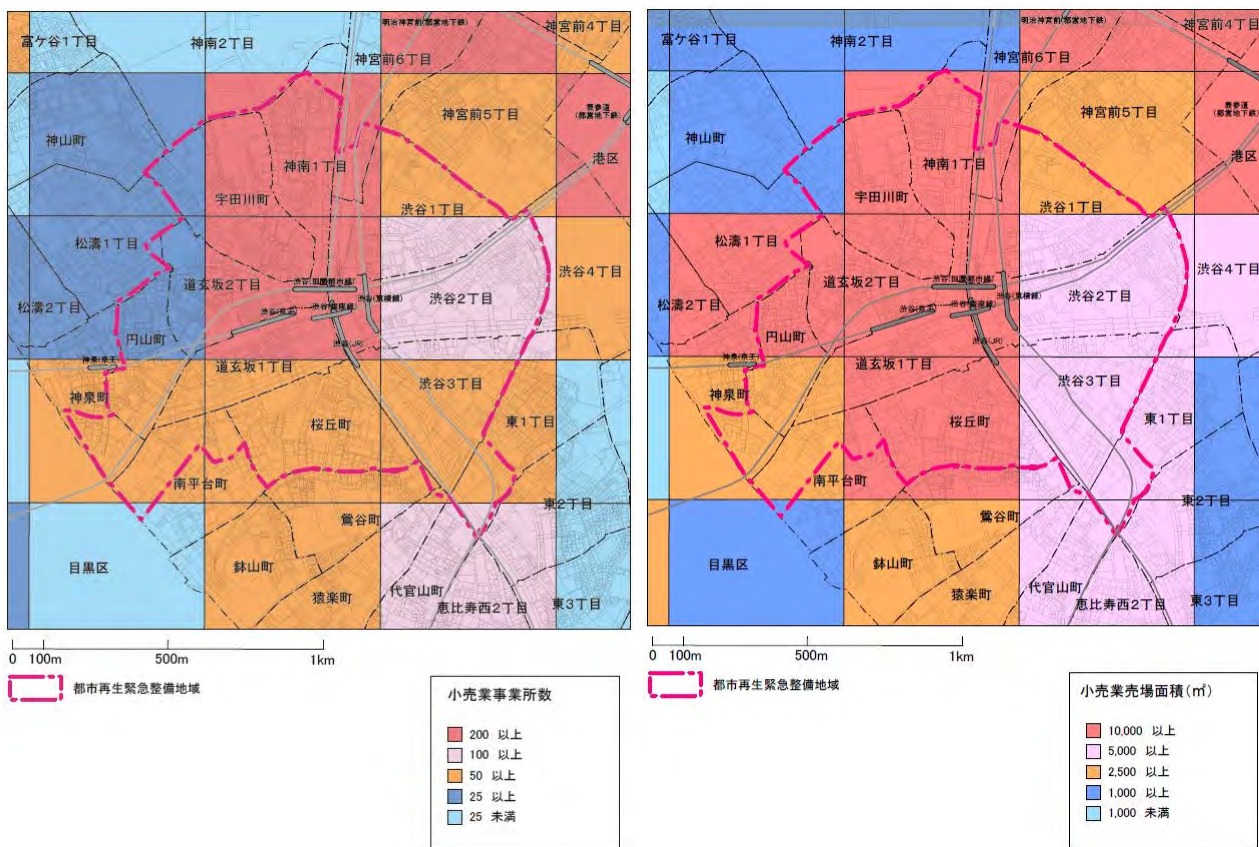
（2007年 商業統計調査500mメッシュデータより）

- 小売業の事業所数や売場面積は、駅周辺の集積が高く、さらに東側や南側に広がっている。

⇒商業施設の来訪者（買物客等）は帰宅困難者となる可能性が高く、商業集積の高い駅周辺での一時退避者や帰宅困難者の大量発生が予想される。

1) 小売業事業所数

2) 小売業売場面積



データ：商業統計調査 500mメッシュデータ（2007年、経済産業省）より作成